## 「すまい給付金」がスタート 給付額は収入額で変動

4月から消費税率の引き上げ で、大きな影響を受けているのが マイホームの購入です。住宅は、 人生でもっとも高額な買い物、土 地には消費税はかかりませんが、 建物には消費税がかかります。 建物価格が2000万円の場合、消 費税が5%なら100万円ですが、 8%になると160万円と税負担が 60万円も増えることになります。

消費税8%の住宅ローン減税	
控除率	最大控除額
1.0%	400万円(500万円)
控除期間	※控除し切れない場合、翌年の住民
(5000万円) 10年間	税から控除(13.65万円を上限)
	控除率 1.0% 控除期間

※( )は、長期優良住宅·低炭素住宅の場合 消費税8%のすまい給付金 収入額の目安 県民税の所得割額 給付基礎額 425万円以下 6.89万円以下 30万円 425万円超475万円以下 6.89万円超8.39万円以下 20万円 475万円超510万円以下 8.39万円超9.38万円以下 10万円

※給付額=給付基礎額×持分割合で決まる

そこで、マイホーム購入の増税負担を軽減する ために、「減税措置」の一部が拡大し、4月から新 たに「すまい給付金」がスタートしましたので、ご紹 介します。

最初に、住宅関連の減税措置にはいくつかあり ます。その中で、よく利用され拡大したのが、「住宅 ローン減税」です。住宅ローン減税は、住宅ローン を利用する人の金利負担を軽減するために、年末 ローン残高の1%分を上限に、納める所得税から 控除(引ききれない部分は、翌年の住民税から控 除)するという制度です。10年間継続して控除が受 けられるので、大きな減税効果になります。

住宅ローン減税の拡大というのは、控除率は以 前と変わらず1%のままですが、消費税8%が適用 になる人は、年末ローン残高の上限が2000万円か ら4000万円、長期優良住宅などでは3000万円から 5000万円と拡大しました。

例えば、1年目の年末ローン残高が2500万円の 場合、消費税率5%適用の人は、控除率1%で 2500万円×1%は25万円ですが、上限が2000万円 なので20万円までの所得税と住民税が控除され ます。4月から8%の人は、上限が3000万円に拡大 されたので上限の25万円まで利用可能になります。 その他住宅関連の減税措置としては、現金取得

者で長期優良住宅や低炭素住宅の場合に利用 できる「投資型減税」、また登録免許税、不動産取 得税、固定資産税の減税も延長や拡大されてい

次に、「すまい給付金」です。消費税増税は、所 得が低い人の方が影響を大きく受けます。そこで、 すまい給付金が4月からスタートしました。すまい 給付金は、自ら居住する住宅の取得で、消費税が 8%適用の方に給付金が支払われる制度ですが、 図のように収入額の目安で510万円以下の方が 対象です。給付額は、収入と取得住宅の持分割 合に応じて決まります。対象となる住宅は、新築だ けでなく中古住宅も対象で、住宅ローン利用者の 場合、住宅の品質や耐震性の確認などそれぞれ に要件があり、現金取得者の場合は、50歳以上 などの追加要件も加わります。詳しくは確認してく ださい。

減税措置もすまい給付金 もそれぞれ手続きが必要で す。上手に利用して、消費税 増税の負担を少しでも軽くし ましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長 サーティファイドファイナンシャルプランナー

## あなたの暮らしと財産を守るパートナ

……1時間まで3000円 ■時間相談 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわる

マネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、 時間を気にせず相談できます

金沢市此花町3-2 「ライブ1ビル1F」

株FPサポート研究所 http://www.fpsl.co.jp/ ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00